

第3回札幌市国民健康保険施術費制度あり方検討会 議事録要旨

●開会

- ・定足数の確認
- ・議事録署名委員の選出

●資料説明【事務局】

- ・利用者アンケート調査結果
- ・市民アンケート調査実施概要
- ・施術費の状況と他都市の動向

※第2回検討会議事録と施術団体ヒアリングシートは配布のみ

●今後の進行予定【事務局】

- ・本検討会は、年度内6回の開催を予定しており、今回第3回と次回第4回の検討会では、大まかな方向性の確認を予定している
- ・今回は、現在実施中の市民アンケート結果について、速報として提示したが、次回は結果説明を予定しており、これで検討すべき材料はほぼ揃うと認識している

●主な質疑・発言

○利用者アンケートについて

- ・自由意見などから、健康保険組合などが行っている他の調査と混同され、誤解されている懸念がある
- 自由意見の中には、理解できない意見や見当違いの意見も含まれていることから、確認が必要ではないか

- ・問1の「加入している健康保険」について、「その他」の欄にその内容を記載させるべきではなかったか

→生活保護などの場合は、アンケートの回答が困難になることに配慮した【事務局説明】

○施術団体ヒアリングシートについて

- ・ヒアリングシートの数値等は大まかなものであるが、会員のおよそ3割は施術費を使わずに一般診療を行っている
- ・施術団体側のアンケート調査結果は、札幌市の調査とさほどかわらない

○論点の整理などについて

・資料が探しにくいので、全体を通して資料の通し番号を付番して欲しい

→次回以降対応する【事務局説明】

・他都市の動向の中で、札幌市の対象年齢が「制限なし」となっているのは、国民健康保険に限定しているためで、後期高齢者は対象にならないことから、「75歳未満」に訂正すべき

→訂正する【事務局説明】

・道内の他都市で同様の制度があまりない理由は何か

→現時点では把握できていない【事務局説明】

・当初は、札幌市の協定書により、事務処理の軽減をするなど視覚障がい者への配慮があったことが確認できる

・国民健康保険の財政状況は厳しく、市民の間でなるべく差が生じないようなサービスの平準化や費用対効果の検証は行っていくべきことから、平成24年度の決算について次回提示して欲しい

→次回提出する【事務局説明】

○医師の証明書について

・利用者アンケート調査の自由意見の中には、「医師の証明が有料で、(しかも)出してもらえない」といった意見があったが、実際はどうか

→証明書を書くかどうかは各医師の判断による

→資料として説明があった「規則(はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する疑義解釈資料について(平24.2.13 厚生労働省医療化事務連絡))」などの解釈次第である

・医師の判断がまちまちなのは不平等であることから、病院と施術所で基準等徹底すべきではないか

→医師の側が一定の基準等を徹底することは困難である

・九州には、「医療費の抑制をはかる」といった目的から捉えている都市もある。他都市では同意書が不要であることから、医師の関与がなくなり、同意書についての不満もなくなるのではないか

→病院と施術所に同じような期間で同じような回数利用した場合に、施術費の公費負担部分よりも医療費の公費負担部分の方が大きいことから、結果、医療費の抑制へとつながるのではないか

→病院のレセプト段階の大まかな感触では、大きくは変わらないのではないか

○施術費の制度的位置付けについて

- ・第1回検討会では、「平成7年を境に、札幌市の施術費制度は、厚生労働省（の判断）により国民健康保険からではなく、健康増進・維持増進といった目的から、本税より支出している」との委員の発言があったが、具体的な事例や根拠などあるのか（調べてもわからない、資料がみあたらない）

→資料等は見あたらない【事務局説明】

→年次等が違う可能性があるが、可能なら次回までに調べておく

- ・施術費が保健事業と認定された根拠は何か

→当初から保健事業と位置付けているが、施術が健康増進につながるものと判断している。

【事務局説明】

- ・健康増進事業と認めるためには、医師の認定が絶対条件となるのか

→「医師が効果を認めるものに限る」ことからスタートしている（のでそうなる）【事務局説明】

○今後の検討について

- ・論点の整理については、今回の検討の目的が一体何なのかが重要。事務局の説明と論点の整理を比較検討して参考にしたい

- ・利用者アンケート調査結果では、医師の証明書に関する不満や不平等感が大きいですが、制度上の問題や療養費の利用増加などを踏まえて、なぜ市民に利用されなくなったのか、原因を追求する必要がある

- ・次回以降、医師の証明書が重要な検討のポイントとなるのではないか

→確かに、利用者にとって医師の証明書は不満と捉えられているが、現状を踏まえて次に進むべきではないか

- ・論点の整理では、例えば対象者や施術、疾患、期間・回数、補助額といった検討事項が示されているが、これは事務局内の方針と捉えていいのか

→あくまでも第三者的視点から今後の検討項目を整理した「案」であるが、事務局内でも検討は行っている

以上